

## 18 子ども・子育て支援新制度について

(財務省、内閣府)

### 【内容】

- (1) 子ども・子育て支援新制度において、平成27年度は、優先的に取り組む施策として約5,100億円が確保されたところである。平成28年度においては、消費税の引上げにより確保する7,000億円の範囲で実施することとされた項目が着実に実施できるよう財源確保を図ること。  
さらに、1歳児保育の職員配置の改善や保育士に対する処遇改善が実施できるよう早期に1兆円超の財源を確保すること。  
また、待機児童は年度途中に増加することから、本県が独自に進めている低年齢児の年度途中の保育需要の増加に対応した職員の加配についても、新制度の対象とすること。
- (2) 施設型給付等に係る支給事務については、加算項目の増加や計算方法の複雑化、支給事務に係る通知の遅れにより、実施主体である市町村の事務の負担の増大や混乱が生じている状況である。今後は、安定的な制度の運営に資するよう適時適切な情報提供を実施すること。

### (背景)

- 子ども・子育て関連3法案に対する参議院の附帯決議において、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道を示すこととされている。
- 消費税率10%への引上げが平成27年10月から平成29年4月に延期されたが、平成27年度予算において、子ども・子育て支援の充実は優先的に取り組む施策として約5,100億円が措置され、当初予定されていた7,000億円ベースの水準が確保されている。
- 平成26年3月に国が示した「量の拡充」及び「質の改善」の費用の試算において、1兆円超ベースと7,000億円ベースの2つのパターンが示されており、このうち7,000億円ベースの試算においては、1歳児の職員配置の改善は行わないこととされている。
- 本県では、保育所の待機児童に占める低年齢児の割合が96.3%と全国平均(84.5%)に比べ高く、県単独事業として、1歳児保育体制を充実させるため、保育士加配に要する人件費を補助している。
- 全国的に年度当初よりも年度途中に待機児童が増加しており、本県では平成21年度から、低年齢児の途中入所に対応するため、市町村が民間保育所に対し、配置基準を超えて保育士を配置する場合に要する経費を補助している。

待機児童の状況	<26.4.1>	<26.10.1>
国	21,371人	→ 43,184人
本県	107人	→ 575人

- 新制度における給付額の算定方法は、非常に複雑であり、支払方法について、新制度施行後も追加の通知がされるなど、市町村と事業者間との調整や事務の進捗など、市町村の対応次第によっては、支給額の算定や支給方法にバラつきが生じ、施設・事業者の事業運営に支障をきたす恐れがある。

### ( 参 考 )

#### ◇ 子ども・子育て支援の質の充実について

##### ○ 質の改善（給付等関係）

○:項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□:項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、

所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額
3歳児を中心とした職員配置の改善	① 3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
	1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	□ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%	952億円程度 (571億円程度)

※H26.3.24開催 国の子ども・子育て会議（第13回）資料から抜粋

#### ◇ 低年齢児に対する愛知県の単独施策

##### ○ 1歳児保育実施費について

対象事業	1歳児に対する保育士の配置を充実するよう人件費を助成することにより、保育体制の充実と低年齢児受入れの促進を図る事業
補助要件	1歳児担当保育士の配置割合を国基準(6:1)より充実させるための人件費(公立・民間保育所)
補助先	市町村(名古屋市及び中核市を除く)
補助率	県1/2(市町村1/2)
補助基準額	1歳児受入児童数×補助単価×12か月 (低年齢児受入率) 25%以上 35%未満: 1歳児1人月額 6,000円 35%以上 : 11,000円
予算額(H27)	178,326千円

##### ○ 低年齢児途中入所円滑化事業費について

対象事業	低年齢児の途中入所に対応するため、あらかじめ配置基準を超えて保育士を配置する事業
補助要件	低年齢児が年度途中に3人以上入所した民間保育所
補助先	市町村(名古屋市及び中核市を除く)
補助率	県1/2(市町村1/2)
補助基準額	担当保育士1人あたり 431,000円/年
予算額(H27)	21,981千円

#### ◇ 市町村による各種加算認定の実施について

	従前	新制度
加算認定	県	市町村
対象施設	保育所のみ	保育所、幼稚園(施設型給付)、認定こども園、地域型保育事業
主な加算項目(保育所の場合)	8項目	17項目 ※施設種類ごとに加算内容や項目数が異なる ※減額等調整部分あり(新規)
計算方法	基本分単価+各加算単価(定額)	基本分単価+各加算単価(加算項目ごとに加算単価の計算方法が異なる)